

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成19年5月29日	95,130円		平成19年3月29日、足立区竹の塚四丁目3番先集積所において、清掃車が次の集積所に移動しようとしたところ、埋め込み式の車止めポールに車両前部が接触し、同ポールを破損した。